

飲酒運転根絶宣言事業所を募集します



飲酒運転をしない、させない、許さない

千葉県では、飲酒運転のない、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、飲酒運転根絶を宣言して実践する(裏面の【宣言事項】参照)事業所を登録しています。

登録されると次のような特典があります。

- 登録証の交付
- 啓発物資の配布
- 事業所名、所在地(市町村名のみ)を千葉県のホームページに掲載(ただし、同意が得られた場合に限り)



対象

千葉県内で事業を営む事業所



申込方法

次の①か②のどちらかに申込

① 千葉県庁暮らし安全推進課

申込書を郵送又はFAXもしくは、千葉県のホームページから申込書をダウンロードし、Eメールにて申込。

申込受付Email : ik-sengen@mz.pref.chiba.lg.jp

② 千葉県内の各警察署交通課

申込書を県内の各警察署交通課窓口(平日、窓口が開いている時間帯のみ)に直接提出して申込。



問合せ先

千葉県環境生活部暮らし安全推進課交通安全対策室

住所 : 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

TEL : 043-223-2263 FAX : 043-221-2969



【 宣言事項 】

- 一、道路交通法規を遵守し、飲酒運転は絶対にしない。
- 一、車両を運行する際に、従業員の飲酒の有無を確認する。
- 一、飲酒運転を行うおそれのある人に対して車両や酒類を提供しない。
- 一、飲酒運転を発見したときは、速やかに警察に通報する。
- 一、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち続け、社会から飲酒運転が根絶されるよう、この取組を継続する。

